

清末、一八九〇年代の西洋観

——張之洞と譚嗣同の場合——

(一)

一八五〇年代から六〇年代にかけて、正に清朝の屋台骨をゆすつたといえる太平天国の反乱を鎮圧してゆく過程で、洋式火器の威力を見せつけられた清朝の地方大官、総督・巡撫たちは、西洋の「堅甲利兵」「船堅礮利」を撰取し、清朝の体制を強化することを目ざし、洋務運動を展開していった。曾国藩、李鴻章ら主に督撫層によって推進されたこの運動は、兵器生産、造船、鉱山開発等々と展開していったが、それらの事業の具体的展開は、洋務派の大官たちの下で働いた新しい型の知識人、西洋事情に明るい、いわば「開明的知識人」とでも呼ぶべき知識人によって、行われた。

彼ら「開明的知識人」たちは、洋務運動の展開を通して、その西洋への関心の対象を、単なる軍事技術から、近代西欧社会の持つ高い生産力、経済力、さらには教育、政治といった社会制度の面へと、洋務運動の当初のわくを超えて、広げていった。たとえ

杉山文彦

ば、上海の商人出身で後に李鴻章の幕友の一人となった鄭観応は、一八七〇年代にまとめた『易言』の中で、すでに西洋の議会について言及している。それによれば、中国は遠く三代(夏・殷・周)の世にあっては「列国もし政事有れば、則ち、君、卿、大夫、殿廷に相議し、士民、摺紳、学校に相議す」という制があったが、後世すたれて、上下の情が通じにくくなり、施策も公正を欠くようになった。それに対し西洋では、

およそ国事有れば、先ず下院をして議定せしめ、之を上院に詳達し、上院議定すれば、国主に奏聞す。若し両院の意議符合すれば、則ち、国主その従違(議院の決議に従うか否か)を決す。なお彼此参差すれば、則ち、或は停止して議せざらしめ、或は覆議(再び議す)して後、定む。故に、泰西の政治、国を挙げてみな知る。上下の情を通じ、措施の善を期する所以なり。

として、西洋富強の一因が議会制度にあることを述べ、中国も「三代の遺風」にならい「泰西の良法」をまねて、「長治久安の

道」を実現すべきだと主張している。

ここで語られている議院は、議院というより、むしろ審議会のようなもので、あくまでも「上下の情を通ずる」ために存在するものであって、決定権は常に君主にあるわけで、いわゆる議会議制度とは、かなり開きがある。また、『易言』三十六篇本の体裁を見ても、議会について述べた「論議政」は、三十六篇中の十六番目であり、その前には、「論開礦」「論火車」「論電報」等々の正に洋務論そのものといった諸篇がならんでいる。このことは、鄭親応が西洋の議会議制度に注目しながらも、議会を中心に西欧の社会制度を構造的に理解するまでには到らず、議会議制度を、西洋富強の一因とする考えにとどまっていたことを示していると言えよう。

しかしながら、一八九四年、九五年、一九〇〇年と増補されながら三度にわたって刊行された『盛世危言』になると、鄭親応の議会議制度に対する記述は、はるかに具体的となり、国による制度のちがひ、選挙の方法、議会議成立の歴史など、詳しい説明が見られる。また『盛世危言』全体の構成を見ても、「学校」「考試」「日報」といった類の篇が重要な地位を占めるようになってきている。これは正に、洋務論から変法論への動きを示しているといえるであろう。もっとも、議会議の権能に関する鄭親応の考え方は、『盛世危言』においても、『易言』におけるそれと、基本的に変わってはいない。このことは彼が関心の中心を社会制度の方へ移しながらも、なお、議会議制度を中心に構造的に理解しようとはし

ていなかったことを示している。

この洋務論から変法論への変化は、西欧列強の圧力が軽減することなく、しかも、それが単なる軍事力でなく、いわば近代西欧文明の持つ力に根ざしたものであることを理解する以上、必然的に起こる変化であった。また、鄭親応に見られるごとく、変法論者たちが、自分たちの主張を「三代の遺風」とし、「上下の情を通」じ、清朝の基盤を強化するものであると説明するかぎり、洋務論と変法論の対立は表面化することなく、むしろ変法論は洋務運動の中に含まれつつ展開した。洋務運動の自己規定の書とされる張之洞の『欲学篇』が戊戌変法の年一八九八年に出たことに象徴されるように、軍事技術の導入から始まった洋務運動は、それ自体明確な自己規定を持って始まったわけではなかったし、洋務派そのものが、全体としては少数派で、西洋機器を一般に「奇技淫巧」と見なす保守派が多数であった。

(二)

張之洞の『勸学篇』は一八九八年に刊行される。日清戦争の敗北という衝撃的出来事を機に本格化した変法運動は、当時、湖広総督であった張之洞の足元の湖南省で、一八九七年あたりから、急速な盛り上がりを見せていた。梁啓超、譚嗣同、唐才常らがあいついで時務学堂の教習となり、南学会が組織され、『湘学報』『湘報』が出版されるなど、湖南は変法運動の一大拠点となっていた。この当時、梁啓超や譚嗣同らは、湖南の自立を考えていた

ようで、南学会は、自立した湖南の議会とすべく湖南の郷紳たちを組織する目的を秘めていたと言われる。また、『湘報』に発表された易霖の「中国宜以弱為強説」のように、中国人と西洋人を通婚させて、品種の改良をせよというような論⁽²⁾まで現われ、論議はセンセーショナルな様相を呈していた。

このような中で『湘学報』に一部連載のかたちで出された『勸学篇』は、内篇九、外篇十五の二十四篇から成っている。張之洞は、その序文の中で、「今日の世変」は、春秋時代より元代・明代に至るまで、中国が未だかつて経験したことのないもので、朝廷もこれをのりきるために改革につとめ、士人たちも大いに意気込んでいるが、「新学（西洋の学）」を言う者は、根本であるべき名教をないがしろにし、「旧学」を言う者は、新しい事態に応じようとせず、互いに非難し合っている。これでは「中国の禍、四海の外に在らずして、九州（中国）の内に在る」として、この状態を解決するために、『勸学篇』を作ったとその意図を説明している。

この『勸学篇』は、湖南の変法運動の盛り上がりの中で発表され、その内篇の『明綱』『正権』で「反民権」の立場が表明されているため、変法派の思想に対する批判を目的としたものと考えられることが、これまでどちらかという一般的なであった。しかし、『勸学篇』全体を見わたせば、むしろ、そこには変法派の主張とかさなる部分が多いことに気がつく。特に外篇の諸篇に見られる、科挙制度の改革、制度改革、学制改革、農・工・商・兵・

鉱・鉄道などに関する実学の振興などは、単にその主張があるというだけでなく、その論じ方においても、譚嗣同等と共通している場合が多い。全体としては、『勸学篇』は保守派の圧力に抗して改革を主張する立場にあるということができよう。

しかし、湖広総督として清朝をささえる立場にある張之洞には、清朝擁護を前提としない改革は問題外である。したがって、『勸学篇』には、足元で展開している変法運動に歯止めをかけるという面もある。内篇の中の「同心」「教忠」「明綱」「正権」などの諸篇がそれで、張之洞はここで、清朝の仁政をたたえ、西洋列強による中国瓜分の危機が迫るいまこそ、朝廷の下に万民心を一心して事に当らねばならぬと強調する。

さらに「民権」論に対し、王朝の支配原理である「三綱五倫」を持ち出して、次のように述べる。

五倫の要は、百行の原、相伝すること數千年、更に異議なし。聖人の聖人たる所以、中国の中国たる所以は実に此に在り。故に君は臣の綱たるを知れば、則ち民権の説行うべからず。父は子の綱たるを知れば、則ち父子同罪・免喪廢祀の説行うべからず。夫は婦の綱たるを知れば、則ち男女平権の説行うべからざるなり。

張之洞にとって、三綱五倫は絶対であり、「民権」とは両立しない。

もし民権の説一たび倡うれば、愚民必ず喜び、乱民必ず作り、紀綱行われず、大乱四起す。此議を倡うる者、豈に独り

安んじ独り活きるを得んや。⁽⁴⁾

張之洞にとって、世の中は「君臣之綱」をはじめ「三綱五倫」によって、常に秩序づけられて存るものであって、さもなれば、たちまち乱暴狼籍、弱肉強食の世界となってしまうのである。この点で張之洞は、保守派と共通しているといえる。しかし、保守派がこの立場から、西洋の事物一般に警戒の目を向けるのに対し、張之洞は別の立場をとる。

嘗に西国の制を考するに、上下議院、各々、事を議するの権有り、国君・総統また議院を散ずるの権有り。若し国君・総統、議院を以て然りと為さざれば、則ち之を罷散し、議員を更挙して再び議す。君主・民主の国ほほ同じ。西国の君と臣民、相去ること甚だ近くして威儀簡略、堂廉遠からずして好悪通じ易し。その君上を尊敬すること、中国に如かざるも、親愛これに過ぐ。(中略)華を旅する西人の、その国に吉凶の事あるに遇うを見る毎に、賀弔愛楽、視ること身を切るが如し、是れ、西国固より、君臣の倫有るなり。

以下これと同じ論法で、「父子之倫」「夫婦之倫」も具体的形態こそちがえ、西洋社会にも存在するとし、

聖人は人倫の至なり、ここを以て、情に因りて礼を制し、品節詳明なり。西人の礼制略なりと雖も、礼の意、未だ嘗って尽く磨するにはあらず。誠に天を以て民彝を秩うるは、中外大いに同じ。人君、此に非らずんば国を立つる能わず、人師、此に非らずんば教を立つる能わす。⁽⁶⁾

こうして、張之洞は「三綱五倫」を単なる「中国の中国なる所以」から、およそ人間社会ならどこでもある、人間社会を人間社会たらしめる所以にまで拡大し、中国社会の原則を全世界に覆いかぶせて、世界を理解しようとする。さらに、「三綱五倫」とは両立し得ないとする「民権」や「自主之権」については、西洋社会を深く理解せぬ者によって誤って理解されているとして、その社会的意味を小さく解釈する。張之洞によれば、「民権」は、實際には、議会の持つ、公論・衆情を上達する機能をさすにすぎず、また「自主之権」はキリスト教の聖書の中の話で、神が各人に与えた能力をさすのであって、「民権」とか「自主之権」と訳すのは、誤訳である。「群盗の中にも、必ず長有り」で、どんな社会でも指導者があり、規律がある。これは、君主国でも民主(大統領)⁽⁷⁾国でも君民共主(立憲君主)国でも、共通であって、「民権」「自主之権」が横行する国など、世界中のどこにもない。つまり張之洞によれば、世上言われている「民権」「自主之権」は、本来「三綱五倫」の中に含みこまれてしまうような副次的存在にすぎないことになる。

こうして、張之洞は「三綱五倫」を人間社会共通の原則とし、中国社会と西洋社会を基本的に同一の社会であると考えるのである。まったく超歴史のかつ通俗的な話になってしまいが、個人の自立、個人の主体制を無視するか、あるいは、社会を構成する副次的要素にすぎぬと見なしてしまえば、確かに張之洞の言うとうりなのであって、指導者も規律も全くない社会が考えられぬ以上、

そこには何らかの意味で「三綱五倫」のようなものが存在するはずで、中国社会も西洋社会も基本的に同一ということになる。

清朝の体制強化のため、「堅甲利兵」の導入から始まった洋務運動は、この段階に到って、中国社会と西洋社会を同一のもののみならずに到ったわけである。張之洞の、改革への積極的とりくみは、彼のこのような世界観を背景としている。基本的に同一の社会から導入するのであるから、もはや、どのような改革も可能ということになる（西用⁸）。しかし、西洋社会を、というより社会というものをよく理解せぬものが、「民権」だの「自主之権」だのと言って、社会を混乱されることもあるから、「三綱五倫」¹¹「聖教」をしっかりとたたき込んでおかねばならない（中体）。こうして「中体西用」論ということになるのであるが、すでに述べたように、張之洞の場合、その「中体」は、ほとんど特殊中国的性格を失いかけていたと言うべきであろう。張之洞は、西洋社会にも「中体」に相当するものがあることを認めている。

外国の各学堂、毎日必ず耶蘇経を誦す、宗教を示せばなり、小学生、先に蠟丁文^{ツヅ}を習う、存古を示せばなり。（中略）学堂の書、多く本国先君の徳政を陳べ、其の公私の榮章、多く本国の強盛を贊揚す、愛國を示せばなり。

以上見てきたように、洋務運動は、その運動の過程を通して、極めて一面的な見方からではあるが、西洋社会と中国社会を同質のものとするようになり、それにより中華思想の克服に道を拓い

たと言いうことができよう。また、同時に、その過程で、「三綱五倫」¹¹「聖教」を「民権」「自主之権」と対比させたり、人間社会共通の原則と主張したりすることによって、かえって、その専制支配の道具としての性格を、むき出しの型で、はからずも示してしまったのではあるまいか。

(三)

西洋社会に対する、一種の「開明的」見方と、「三綱五倫」¹¹「聖教」¹¹「清朝」の擁護という、一見アンバランスな姿を見せた張之洞であるが、その彼が警戒した変法派は、これに対しどのように考えていたのであるうか。以下、変法派の中でも急進的であったといわれる譚嗣同について見てみよう。

譚嗣同は、一八九五年に『興算学議』『思緯壹壺臺短書』の二つの文章を書いている。もといずれも、前者は師の歐陽中鵠へ、後者は友人の貝元徴へあてた手紙であるが、両者はほぼ同じ時期に書かれたと思われ、内容は共通部分が多い。日清戦争の末期、下関条約の内容が明らかとなり、世論が沸騰する中で書かれたこの手紙の中で、譚嗣同は清朝の軍隊の附甲斐なき、官僚の無責任さ、中華思想にひたりきって、トンチンカンな対策しか出せない士人たちを批判している。しかしながら、敗戦の責任者ともいべき李鴻章に対しては、その責任を指摘しながらも、「然れども二十年前、絶大の名奏議有り¹⁰」と、李鴻章が、科挙を改革して西学を採用することを上奏したことをあげて弁護している。また、

近日また一種の議論あり、謂う、今日の禍、皆数十年の洋務を講ずるに由る。冤乎、中国虚しく此の数十年を度る、何ぞ曾って洋務有らんや。また豈に能く之を講ずる者有らんや。輪船、電線、槍砲等の物有りとも雖も、皆洋務の枝葉なり……

として、洋務運動を弁護するとともに、その一層の推進を主張して、科挙の改革、学校の開設、議会の開設、官制改革、軍制改革、開鉱、種々の殖産興業その他、さらには、漕運、河工、鑄錢、鈔票にいたるまで、庶政百般に亘る改革を呈言している。ここにあげられた諸改革は著しく羅列的であるが、「科挙を變ずは、誠に施乾幹坤、転移風会の大権にして、根本の尤も要なり」として

いることから、科挙の改革が中心であることがわかる。この二つの文に示された、譚嗣同の改革案を、『勸学篇』のそれと比較してみると、両者の主張は、基本的に一致していることが見てとれる。特に、両者ともに学堂の設置のためには、寺院や道観を利用すべきだとしており、その際、民衆生活にはたす寺院や道観の役割は、考慮されていない点、あるいは、科挙があるため、洋務運動に人材が集まらないから科挙を改革せよと主張する点などをみると、両者の改革策に対する発想は、かなり似ている。議会の開設の点は、対立するが、譚嗣同は議会については、「大いに議院を開き、一官邑有れば、すなわち議院有り、而して民氣通す」というだけで、他の問題では、大変具体的に論じているのにくらべ、著しく簡単なあつかいしかしていない。この時期の譚嗣同の議会に対する理解のしかたは、先に述べた鄭観応のそれと、

同一であると思われ、それならば、張之洞とも、この点では基本的対立とはならない。要するに、両者は、具体的政策では、非常に近かったと言える。

しかし、清朝に対する見方、さらには、中国社会そのものに対する見方において、基本的に対立してしまふ。

譚嗣同は、一八九五年の時点ですでに清朝に対しては「滿漢の見、今に至るも未だ化さず、故に視て儼來の物と為し、自全を図るのみ」として、異民族王朝である清朝は、中国を思わず手にはいった獲物ぐらいにしか思っていないとして、不信感を持っている。また、このころの譚嗣同には、「(今、学校を建てて、子弟の教育をすることは)此、日々これ石を啣みて海を填るも、他日、未必ずしも人材蔚起之効収めざるにはあらず、上はこれ、以って明廷を輔翼すべく、次はこれ、また、河西、吳越の用に供すべし」というふうに、河西、吳越あるいは、寶融、錢鏐という語がよく出てくる。これは、後漢の寶融と五代の錢鏐が戦乱時に、それぞれ河西と吳越の地で自立を図ったことを言っているのであり、譚嗣同が、清朝の解体を見越し、自立の道を考えていたことを示している。

では、西洋社会への見方はどうであろうか、

説く者謂う、周衰えて隣人子弟相率いて西す。故に西人、中国の餘緒を竊むを得て、之を精にし、反えて以って中国の上に侵駕すと。此れ猶ほ粗浅の論にして、未だかの性善の旨に達し、聖人の道の大なる所以に与からざるなり。同に覆載

の中に生じ、性同じからざるなければ、即ち性の善ならざるなし。彼即ち中国の聖人なきも、固より才士に乏しからず。千百年の才士の思と力とを積み、其の創制頭庸、卒に能くかの中国の聖人に及ぶこと、性善にあらざして、能く然らんや。⁽¹⁸⁾

譚嗣同にとつても、西洋社会は中国社会と基本的に同じ社会であった。しかし、その共通項を「三綱五倫」＝規律の存在に見た張之洞とことなり、譚嗣同は、人の善性のようなものの中に見ている。

即ち、君臣の一倫の如きは、人人その有るを知るは、言を待たざるなり。しかれども、所謂民主は、尤も大公至正にして、彬彬たる唐・虞揖讓の風なり、中国、秦以後の君を尊び臣を卑しめ、隔絶不通気を以って握固の愚計を為すにくらぶれば、相去ること、なんぞ霄壤に止まらんや。(中略)

彼ただ人の学に出でざる無く、深く子を易えて之を教うの義を得。故に年成立に至れば、芸術已に就り、其の父母、資財を分与して、自立せしむ。尤も、古の士、父子異宮の法に合し、其の日々問視して知るべし、故に、一離不復合、一別不更親にはあらざるなり。且つ將に、小離を以って、終にその大合を保ち、別有るを以って、相夷いて無親に至ることあらず、是れ、中国の「室に空虚無ければ、婦姑勃谿す」の弊、無かるべし。

譚嗣同は、中国社会と西洋社会を同質なものと考えた上で、西洋社会の方に、束縛が少なく、差別の少ない状態を見ている。譚

嗣同が、この文章を書いた約二年後に、まとめあげたと思われる彼の主著『仁学』の中で、「網羅衝決」の向うに求めたものは、すべてが一体化し、束縛も差別も無い状態であったが、その見方がすでに、この西洋社会への見方にも現われている。

張之洞は、中国社会と西洋社会の両方に、「三綱五倫」＝規律を見、そこから両社会を同質のものとした。譚嗣同は、中国社会と西洋社会の両方の向うに、束縛も差別もない状態を考え、両社会を同質のものと見た点は共通であるが、その内容は大いに異なる。譚嗣同より見れば「三綱五倫」は「衝決(突き破る)」べき「網羅(束縛)」でしかない。

しかし、譚嗣同の「網羅衝決」は、すでにある「網羅」を「衝決」することであつて、その行為の中には、次に出現するものを定義づけるものは無い、「網羅衝決」の後に出現するものは、強いて言えば無性格な「無」それゆえ、全てを含み得るもの、ということになるであろう。譚嗣同が張之洞と大変似かよつた改革案を持ち得た、あるいは持たざるを得なかつたのは、あるいはこの辺に起因するのではあるまいか。全く異つたイメージで中国と西洋の共通性を見た両者の見方は、異なるにもかかわらず、共に中国伝統思想の視点から出たものであつたと言えよう。

注

(1) 鄭観応「易言」三十六篇本、「論議政」夏東元編「鄭観応集」上冊一〇三頁、なお「易言」三十六篇本の刊行年は

一八八〇年のようであるが、ここでは序文の末尾に光緒元年と記されているのに従った。

(2) 『湘報類纂』李毓澍編大通書局、甲集上、易鼎「中国宜以弱為強説」の中で易鼎の主張する改革策は四つ。西法を中法と相參す。西教を中教と並び行、民権を君権と並び重す、黄人白人と互婚す、である。通婚以外は、それほど激烈な内容ではないが、表現がセンセーショナルである。

(3) 張之洞『勸学篇』内篇「明綱」

(4) 同右「正権」

(5) 同右「明綱」

(6) 同右、

(7) 「民主」という語は、この時代は一般に、大統領（總統）の意味で用いられる場合が多い。民間から選ばれた君主、というほどの意味で、張之洞は、君主と民主の権能は、ほぼ同じと考えていた。

(8) たとえば議會については、張之洞は『勸学篇』の「正権」で反対の意見を述べているが、それは次に見るような一種の時期尚早論で絶対的反対というわけではない。「議院を立つるや、中国の士民、今に至るも固陋に安ずる者尚多く（中略）もし、膠々擾々の人を一室に聚むれば、明なる者一、闇なる者百、游談嚶語、將に焉んぞこれを用いん。」

こうしてみると、張之洞の中で、中国社会と西洋社会とについての価値感の逆転現象が一部で起きていたことがわかる。

(9) 『勸学篇』内篇「循序」

(10) 『思緯壹壹臺短書』（以下「短書と略記」）『譚嗣同全集』

中華書局一九八一年、二〇七頁

(11) 『興算學議』全集一五八頁

(12) 『短書』全集二〇八頁

(13) 『短書』全集二二八頁、『勸学篇』外篇「設字」

(14) 『短書』全集二〇七頁、『勸学篇』外篇「奕科舉」

(15) 『短書』全集二一二頁

(16) 『興算學議』全集一五三頁

(17) 『短書』全集二二七頁

(18) 同右、二〇二頁

(19) 同右、一九七頁—一九八頁